

# (特活) 関西 NGO 協議会 / Kansai NGO Council

〒530-0013 大阪市北区茶屋町 2-30  
2-30 Chayamachi Kita-ku Osaka, 530-0013 JAPAN  
TEL 06-6377-5144 FAX 06-6377-5148  
E-mail: knc@kansaingo.net URL: <http://www.kansaingo.net>



## 「環境社会配慮ガイドライン改定案」、「異議申立手続要綱改定案」に対する意見書

2021年8月12日

大阪市北区茶屋町 2-30,4F

特定非営利活動法人関西 NGO 協議会

この度は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」施行後10年以内のレビュー結果に基づいた包括的な検討のプロセスの一環としてパブリック・コメントの実施がなされること、当会としても歓迎の意を表します。

私たちは、日本・世界の市民社会と繋がる日本の一ネットワーク NGO として、この度の改定に際し、以下の事項を明記・反映することを希望し、パブリック・コメントとして添付の書類を提出いたします。ご検討いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 1. 理念の記述について

「理念」では、冒頭、開発協力大綱の「重点課題」が要約されて記載されていますが、その要約は大綱を十分に正確な形で反映したものになっていません。そのため、以下を踏まえて、「理念」の記述をより充実したものに書き換える必要があると考えます。

大綱は、「ア 「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅」「イ 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」「ウ 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築」という3つを並列して記載し、その「イ」において法の支配や人権の尊重等、普遍的価値の共有についても相当の分量を割いて記述されている一方、本ガイドライン改定案は、「ア」だけ独立した項目に、そして「イ」と「ウ」は一緒にして1つの項目のなかに記載するという書きぶりが採用されています。

大綱では、開発と人権との関係について、人権の実現が開発の目的であると同時に、人権の尊重が開発を進める手段となっているとの認識を示しています。しかし、本ガイドライン改定案は、「一人ひとりが幸福と尊厳を持って生存する権利を追求する人間の安全保障」に言及することによって、前者の関係についての認識は示しているものの、後者の関係、すなわち、人権尊重が開発の手段となることについては、「格差是正や社会的弱者への配慮等」と、人権への言及を避けてしまったこともあり、JICA の認識を明確に示すことができていません。

### 2. 海外投資案件における情報公開の期間について

相手国政府の承認を得た、もしくは相手国政府の承認担当省庁へ提出された環境アセスメント

# (特活) 関西 NGO 協議会 / Kansai NGO Council

〒530-0013 大阪市北区茶屋町 2-30

2-30 Chayamachi Kita-ku Osaka, 530-0013 JAPAN

TEL 06-6377-5144 FAX 06-6377-5148

E-mail: knc@kansaingo.net URL: <http://www.kansaingo.net>



報告書について、合意文書締結の 120 日以前に公開するとありますが、有償資金協力のうち海外投融資案件については合意文書締結の 60 日以前と半分の期間での公開となっています。

海外投融資については、民間ビジネスセクターの即応性、他のファイナンサーと歩調を合わせるためとの説明がありましたが、この期間が当該地域の関係者にとって十分な期間かどうかは慎重に検討を行なう必要があります。なぜなら、情報の公開が住民等にとって理解できる言語と様式でなされていたとしても、それにすぐにアクセスできない場合があったり、アクセスできたとしても幅広いステークホルダーによる「意味ある参加」をはかることが困難であったりして、周縁化されやすい人々に対する権利の保障とその声を案件の内容・実施方法等に反映するためには、2 か月という期間が必ずしも十分なものではない可能性があるからです。海外投融資にかかる迅速化の要請、ひいては、これを情報公開期間の短縮につなげる場合は、それが十分な説明と合意の必要性を犠牲にすることのないよう、日本政府として、民間企業を含む関係者に対して追加的な説明を課すなど、対策を検討する必要があると考えます。

### 3. ジェンダー平等と女性のエンパワメントの視点、PSEAH の取り組みについて

開発支援の現場において、ジェンダー平等にマイナスの影響を及ぼすことがあることも想定し、理念の中にそうしたことの回避や緩和の必要性、開発事業を通じて社会的合意のプロセスに女性の参加が弱いことへの注意喚起がされているとのことについて歓迎したいと思います。しかしながら、女性を脆弱なグループに位置付け「配慮の対象」としているものの、女性のエンパワメントや女性の権利の尊重については明確に記載されていません。本改定案冒頭の「理念 7.」では、女性や社会的に脆弱な立場にある地域住民を含む社会の多様なステークホルダーの参画を確保し、ジェンダー平等の達成を後押しすることが明記されていますが、ガイドライン改定に際し、ジェンダー平等の実現に向けたより積極的かつ実効性のあるものにするため、JICA 開発事業を通じ、女性がエンパワメントの対象である旨の記述が必要であると思います。

また、本格調査段階(フィージビリティ調査)では、環境だけではなく、社会的な影響に対する調査項目に、ジェンダー分析も重要であることを明記いただければと思います。その際、OECD-DAC の『Handbook on the OECD-DAC Gender Equality Policy Marker』も参考になるのではないかと考えます。

さらに、ジェンダーに基づく暴力については、イギリス、アメリカ、ドイツ、カナダ等をはじめ、二国間援助機関による開発事業・支援事業の過程での性的搾取・虐待・ハラスメントからの保護(PSEAH)に関する取り組みが進んでいます。イギリスでは、2020 年に「援助セクターにおける性的搾取・虐待、ハラスメントからのセーフガーディングに関する政府戦略(UK Strategy: Safeguarding Against Sexual Exploitation and Abuse and Sexual Harassment within the Ais Sector)」を打ち出しており、ODA に関与するすべての省庁が世界中で性的搾取・虐待、ハラスメントに効果的なセーフガーディングを実行していること、それによってイギリス政府 ODA 関係者に接触するすべての人が安全であり、仮に問題が発生した場合は声を上げることができる世界

# (特活) 関西 NGO 協議会 / Kansai NGO Council

〒530-0013 大阪市北区茶屋町 2-30  
2-30 Chayamachi Kita-ku Osaka, 530-0013 JAPAN  
TEL 06-6377-5144 FAX 06-6377-5148  
E-mail: knc@kansaingo.net URL: <http://www.kansaingo.net>



を目指すというビジョンを打ち出しています。

[UK strategy: safeguarding against sexual exploitation and abuse and sexual harassment within the aid sector - GOV.UK \(www.gov.uk\)](#)

今回のガイドライン改定に際し、より具体的に「PSEAH」の視点を反映し、JICA 独自のガイドラインを策定すると同時に、JICA が実施するすべてのプロジェクトに関わる人たちがガイドラインに則った行動を取るよう、研修等を実施することも必要と考えています。

## 4. 世界銀行の環境社会ポリシーとの乖離確認について

2020 年 10 月に公表された日本政府の『「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020-2025）』には、JICA に関して、「相手国等の法令や基準等を遵守するのみならず、世界銀行のセーフガードポリシー等と大きな乖離がないことを確認し、協力事業の実施に当たり国際的に確立した人権基準の尊重及び環境社会配慮を継続していく」との記載がなされています。

この観点から、本ガイドライン改定案を見たとき、「住民移転計画には、世界銀行の環境社会ポリシーの ESS5 に規定される内容が含まれることが望ましい」「先住民族計画には、世界銀行の環境社会ポリシーの ESS7 に規定される内容が含まれることが望ましい」といった記述は見られるものの、世界銀行の ESS のほかの項目についての言及がなく、エビデンス不足のため、世界銀行の ESS と本ガイドライン改定案とのあいだには「大きな乖離」がない、あるいは、「大きな乖離」をもたさないとした日本政府の行動計画との政策一貫性があるという主張がとまらないものとなってしまっています。また、記述がなされている場合であっても「含まれることが望ましい」という書き方がなされており、結果として、世界銀行の環境社会基準の内容がどのくらい含まれることになるのか、やはり「大きな乖離」があるのか、ないのか、明確に判断できない記述になってしまっています。

さらに言えば、本ガイドライン改定案には、「労働環境（労働安全を含む）」という言い方がなされていますが、それが何を意味するのか、簡単な説明すら存在しません。それゆえに、「労働環境」とはどのようなスコープをもつ概念であるのかわからず、世界銀行の ESS との関係では、ESS2 が言及する、たとえば「健全な労使間関係」を含むものなのかどうか、まったくわかりません。

## 5. 「異議申立手続要綱改定案」における申立人の要件について

近年の環境社会配慮プロセスの世界的動向として、異議申立の回避・未然防止に議論の重点が移り、異議申立が行われない体制・仕組みが重視され、異議申立の未然防止が推進されるなか、今回の改定でも諮問委員会をはじめ、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」実施内容と連動させ、多くの関係者のご尽力によりその内容に進展があったと理解いたしております。

しかしながら、実際に申立てがあった場合、本ガイドラインの不遵守の結果として、被害を受けたあるいは相当程度の蓋然性で将来被害が発生すると考えられる当該国（地域）の 2 人以上の住民によりなされることが必要とありますが、その地域で、少数民族、女性や障がいを持たれた

**(特活) 関西 NGO 協議会 / Kansai NGO Council**

〒530-0013 大阪市北区茶屋町 2-30

2-30 Chayamachi Kita-ku Osaka, 530-0013 JAPAN

TEL 06-6377-5144 FAX 06-6377-5148

E-mail: knc@kansaingo.net URL: <http://www.kansaingo.net>



---

方なども含め、社会的、政治的に脆弱な立場にある方からの申し立てを想定した場合、複数ではなく1人からの申し立てについても認める方向で検討が必要であると思います。

以上